

平成28年度

第2回 垂井町地域公共交通会議

日時：平成29年1月17日（火）10:00～

場所：垂井町役場 大会議室

次 第

1. 委嘱状交付式

2. 町長あいさつ

3. 報 告

- ・平成28年度 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

4. その他

垂井町地域公共交通会議

平成26年7月17日設置

フィーダー系統

平成27年6月30日確保維持計画策定

1. 協議会が目指す地域公共交通の姿

◎地域の特性と見直しの背景

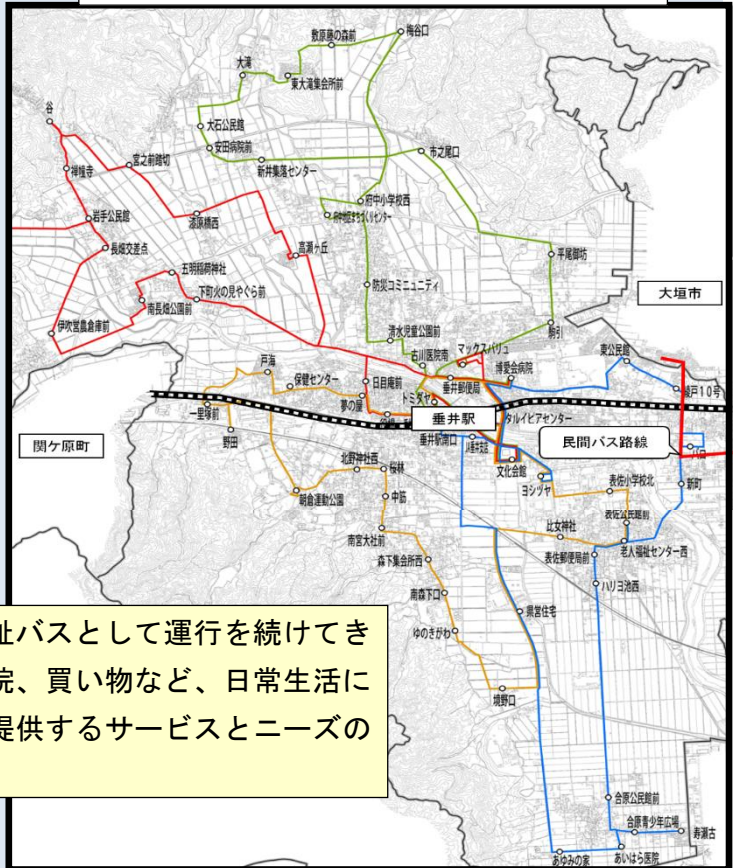
垂井町では、JR東海道本線垂井駅を公共交通の基軸とし、東西に民間バス会社の路線が地域間幹線として運行していたが、平成7年にそのバス路線が垂井町より撤退し、垂井町の公共交通機関はJR東海道本線のみとなった。

そこで、町では、平成6年より高齢者の公共施設間の移動手段の確保を目的として、町営無料福祉バス「すこやか号」の運行を開始した。

平成16年に拠点を町保健センターから、垂井駅に隣接した垂井駅西広場に移動して、運行台数を1台から2台に増やして、停留所も増設する形で充実化を図ってきた。

以来、公共施設間を無償で運行する福祉バスとして運行を続けてきたが、少子高齢社会の進展により、通院、買い物など、日常生活に必要な交通手段が無い高齢者が増え、提供するサービスとニーズの乖離が見受けられるようになった。

ネットワーク概要図 H27.10から新規運行



◎垂井町地域公共交通計画 (任意計画)

【計画期間：平成27年度～29年度】

公共交通の将来像

- ・ 高齢者にやさしい公共交通
- ・ 町全体に活気をもたらす公共交通
- ・ 住民が快適に利用できる公共交通
- ・ みんなで考え、創り、守り、育て、いつまでも持続して運行される公共交通

活動方針

- ① 高齢者等の移動制約者を主たるターゲット
- ② 受益者負担 (有料化) を伴っても満足されるサービス
- ③ 積極的かつ効率的な投資
- ④ スピード感をもって実施
- ⑤ ハードとソフトを一体的に推進するパッケージ・アプローチ

2. 計画の達成状況の評価に関する事項

公共交通網評価の基本的な考え方

一般住民、バス利用者、地域公共交通会議からの意見や、見直し前の巡回バス「すこやか号」の利用実績を基にして、可能な限り交通空白地域の解消を図るとともに、町の公共交通の基軸となる JR 東海道本線への乗り継ぎの利便性向上と併せた、バス利用の促進を図ることとする。

評価指標及び評価基準

年間目標利用者数

(単位：人／日)

	平成 27 事業年度	平成 28 事業年度	平成 29 事業年度
垂井・岩手線	19	22	24
府中・東線	19	22	24
垂井・宮代・表佐線	19	22	24
栗原・表佐・東線	19	22	24
合計	76	88	96

※運行体制を全面的に見直すため、利用者数の予測が難しいことから、平成 27 年度の目標値は平成 26 年度の無料バス乗降実績 18,468 人を営業日、路線数に割り振り作成。

※平成 29 年度目標は、垂井町公共交通計画で定めた目標、平成 25 年度実績 19,822 人に対して 20%増の 23,800 人（営業日 244 日）を目標値とし、平成 28 年度は中間値を算出して目標とした。

※路線別に利用者数の変動が予測されるが、平成 27 年度の新体制の実績をもとに、次年度以降目標値の修正を行っていく。

3. 目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容

1) 取組み経緯

住民ニーズを調査するため、平成25年度に、無作為に抽出した住民1,000人を対象に、改善要望、利用意向、確保維持に関するアンケート調査を実施した結果、巡回バスを買い物、通院、駅などの日常生活に利用したいという住民ニーズを捉えることができた。

これらの結果を踏まえ、平成26年7月17日に道路運送法に基づき、垂井町地域公共交通会議を設置し、地域の現状把握、利用者ヒアリング、住民ワークショップを経て、路線再編、利用促進策について議論を重ね、町公共交通の将来像を定める垂井町公共交通計画を定めた。

平成27年度に交通不便地域の指定、生活交通確保維持改善計画の申請を行い、自家用有償旅客運送にて平成27年10月より新規運行を開始した。

2) 目標を達成するために行う事業・実施主体

事業主体：垂井町

実施期間：平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日

運行方法：市町村運営有償運送（交通空白輸送）

事業内容：旧「すこやか号の」路線を全面的に見直し、各種の利用促進策を講じながら運行を行うことで利用者の増加を図り、地域住民に生活交通手段を提供する。

1 ルートの設定

- ・旧すこやか号の利用者ができる限り乗継なしで利用可能となるようなルートを設定
- ・1周の所要時間を50分以内に設定（ヘッドダイヤを設定）
- ・町内の商業施設へのアクセスを確保（少なくとも1箇所）
- ・各地区から主要公共施設のアクセスを確保
- ・全ルート垂井駅を起終点とし、どのルート間の乗継も可能とする

2 バス停の新設

- ・**商業施設**（マックスバリュ、ヨシヅヤ、トミダヤ、パロー）や**大型病院内**（博愛会病院）に乗り入れ、バス停を新設
- ・ルート沿線に**医療施設**がある場合は、できる限り近くにバス停を設置
- ・集落の分布状況を考慮してバス停を設置

3 ダイヤの編成

- ・バスと鉄道との乗継待ち時間を考慮した分かりやすいダイヤ設定
（**垂井駅を定時発のヘッドダイヤの導入**）

4 車両の小型化・バリアフリー化

- ・集落内への乗り入れと最大乗車人数を考慮し、新規車両を小型化（**ワゴンタイプ**）
- ・乗降時の負担の軽減などバリアフリー対応（**乗降ボタン、電動スライドステップ、手すり**）

5 高頻度利用者への割引制度

有料化に伴い、高頻度利用者の負担増を軽減するため割引制度を導入（**定期券、回数券の導入**）
（旧すこやか号では、週3日以上利用する人が約5割）

6 パブリックスペースの設置

バスの乗車時間を楽しめるような空間（住民のコミュニティの場）を提供
（**バス車内にコミュニティボードの設置**）

7 愛称の変更

バスに対して愛着を持って頂き、より多くの方に利用してもらうために愛称を募集、応募作品の中から選定（**応募作品数286点、タウンバスの総称を決定**）

8 運行開始前の広報・情報提供

- ・公共交通に関する意識高揚を図るため、運行開始前等に広報・情報提供を実施
（**運行開始前と運行開始後に路線図・時刻表を全戸配布し、ホームページ、主要施設に掲示**）

4. 具体的取組みに対する評価

垂井町生活交通確保維持改善計画

※平成27事業年度（平成27年10月1日～平成28年9月30日）

・年間目標利用者数

（単位：人／日）

	平成26年度	平成27事業年度 (平成27年10月1日～平成28年9月30日)		参考	
		実績	目標	平成28事業年度 目標	平成29事業年度 目標
	垂井・岩手線	19	19	16.7	22
府中・東線	19	19	26.4	22	24
垂井・宮代・表佐線	19	19	43.1	22	24
栗原・表佐・東線	19	19	22.8	22	24
合計	76	76	109.0	88	96

※平成26年度は旧すこやか号の利用実績に基づき算定

参考：全路線の総利用者数

（単位：人／年）

	平成26年度	平成27事業年度		平成28事業年度	平成29事業年度
	実績	目標	実績	目標	目標
年間利用者数	18,468	18,468	26,483	21,472	23,800

垂井町地域公共交通計画

・垂井駅へのアクセス向上、鉄道とバスの乗り継ぎ向上を目指し目標を設定

指標	実績	目標	結果
垂井駅バス停の乗降者数	平成25年度 7,544人／年	8,300人／年 (1割増)	H27.10.1～H28.9.30 駅西広場、北口、南口 合計10,534人

追加調査を実施した結果、駅西広場、北口、南口 10,534人のうち、1週間で約29.7%がJR垂井駅を利用しており、年間の試算で約**3,128人**程度の利用者増加に寄与している。

5. 自己評価から得られた課題と対応方針

①目標の達成状況に関する課題

目標の妥当性に関する課題

- ・年間利用者数とJR垂井駅の利用者の増加を目指した目標値とした結果、目標としては達成しているが、事業を継続していくため費用対効果の観点からも検証していく必要がある。

事業実施のあり方に関する課題

- ・見直し前と比較し大幅に利用者が増加したが、その後、月別平均利用者数は109人/月と横ばいの状況であり、利用客が固定化していると推察される。直近のアンケート結果からも高齢者が買い物、通院などの日常生活に利用しているのが分かる。そのため、町外からの利用や町内イベントに対する利用など幅広い用途に利用してもらい、利用者を増やす取組を検討する必要がある。

事業実施効果を高める施策に関する課題

- ・利用者のほとんどが高齢者であるため、バスに乗って楽しいと思える環境づくりが必要である。

対応方針：①利用者あたりのコスト負担を検証する中で、利用者の増加を図りながらより効率的な事業の実施に取り組む。
⇒ 次年度の事業評価にて検証
②目的としていた高齢者の他に、新たな世代から利用者の掘り起こしを行う。
⇒ パブリックスペースの有効活用、商業施設とのイベント等タイアップ

②公共交通ネットワークに関する課題

補助対象外の路線に関する課題

- ・町内に名阪近鉄バス(株)が運行する大垣稲葉線と、池田町が運行する池田温泉福祉バスが存在し、本町のタウンバスと接続等しているため、今後、連携して利用者の増加を図る必要がある。

広域連携に関する課題

- ・本町は町の中心にJR東海道本線「垂井駅」があり、広域の公共交通網の確保にはJR利用者の利便性確保が重要である。

対応方針：①近隣市町との情報交換を継続的に行い利用者ニーズの把握に努める。
⇒ 乗降者数等
②乗り換えの待ち時間の調整や駅構内外の分かりやすい誘導など駅利用者の利便性向上に取り組む。
⇒ 誘導表示、看板の整備等

③公共交通の維持に関する課題

地域住民との一体的取組に関する課題

- ・サービス向上のため利用者である地域住民のニーズを把握するよう努める必要がある。

交通事業者との連携に関する課題

- ・バスの利用希望者の中には車いす利用者など、バスだけではまかなえない利用者が存在することから、タクシー事業者との連携が必要である。

対応方針：①バス事業に対する苦情や要望を記録、保管し、次の見直しの際の資料とする。
⇒ バス車内アンケート、窓口、電話、メールなどによる要望の整理
②バスでは対応出来ない利用希望者に対し、他の交通手段の利用に関する情報提供に努める。
⇒ 町福祉部局で実施しているタクシー利用料の補助制度等

垂井町地域公共交通会議

平成26年7月17日設置

1. 直近の第三者評価の活用・対応状況

平成27年10月からの運行のため前回の事業評価実績なし

2. アピールポイント

新たな利用者の掘り起こし

平成28年10月より町内の5歳児の絵画を掲示し、園児と父母、祖父母の乗車機会の創出

	10月	11月	12月
施設	垂井幼稚園	宮代幼稚園	表佐幼稚園

	1月	2月	3月
施設	府中幼稚園	岩手保育園	東こども園



総合案内版の設置

- ・タウンバスの周知促進のため、庁舎入口に総合案内版を設置した。案内版に路線図・時刻表を設置し随時配付。



回数券の車内販売の開始

役場でしか回数券を購入出来ないのは、不便という住民の意見が多数あったため、平成28年4月から回数乗車券をバス車内で購入出来るようにした。



車内アンケートの実施

- ・バス車内に利用者アンケートを設置し**要望、意見、満足度**の把握に努めている。
⇒利用者の需要に応じて、運行サービスの改善を検討する。
回収件数 86件（6月より開始 11月末時点）

アンケート 乗客アンケート

1. 乗客の乗車にたいしての感想を教えてください。(1-5段階)

2. 乗客の乗車にたいしての要望・意見・満足度を教えてください。(1-5段階)

3. 乗客の乗車にたいしての感想を教えてください。(1-5段階)

4. バスに乗車するときに、乗客が乗車しやすいようにしてほしいことを教えてください。

5. その他にたいしての感想・要望・意見・満足度を教えてください。

※回収件数 86件

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

平成29年1月17日

協議会名:垂井町地域公共交通会議

評価対象事業名:地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
垂井町	垂井・岩手線	平成27年10月から運行開始のため前回の事業評価実績なし	A 計画どおり事業は実施された。	B 利用者数は16.7人/日で、目標値の19人/日を下回った。	町内の公共交通をより利用しやすいものとするため、課題の検証結果を踏まえ、以下の事項について取り組む。 ①目標の妥当性については、利用者あたりのコスト負担も視野に入れて事業効果を検証する。 ②事業効果を高めるため、高齢者の他に新たな世代からの利用者の掘り起こしを行う。 ③広域連携については、乗り継ぎ拠点となるJR垂井駅利用者への利便性向上に取り組む。 ④住民との一体的取組については、住民意見の把握、保管に努め次期見直しの検討資料とする。
	府中・東線			A 利用者数は26.4人/日で、目標値の19人/日を上回った。	
	垂井・宮代・表佐線			A 利用者数は43.1人/日で、目標値の19人/日を上回った。	
	栗原・表佐・東線			A 利用者数は22.8人/日で、目標値の19人/日を上回った。	
	全路線(上記4路線)			A (全体) 利用者数は26,483人/年であり、目標18,980人/年を上回った。	

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

平成29年1月17日

協議会名:	垂井町地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>垂井町は、岐阜県南西部に位置し、東西に大垣市、関ヶ原町と隣接している。 平成27年国勢調査における町の人口は27,556人であり、平成22年の28,505人から949人(3.3%)の減少となるなど人口減少が着実に進行している。 今後、少子高齢化社会の進展が見込まれる中、地域住民の買い物、通院などを中心とした生活に不可欠な移動手段として、交通不便地域を含む町内全域を循環するバス路線を整備する。 その際、本町の公共交通基軸であるJR東海道本線垂井駅を拠点として、乗り継ぎの利便性の向上を図りながら、他町村からの来町者も利用しやすい運行環境を整えていく。</p>

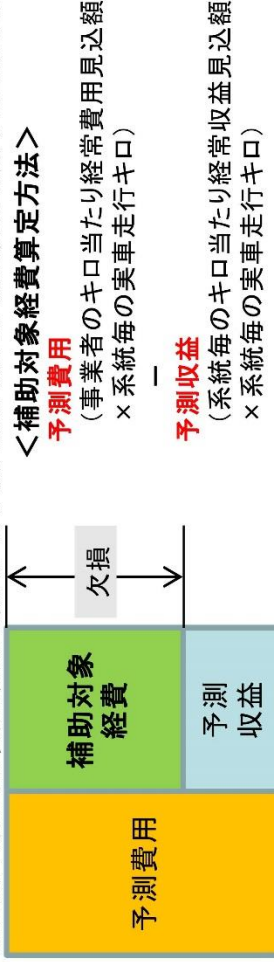
地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額



○ 補助率

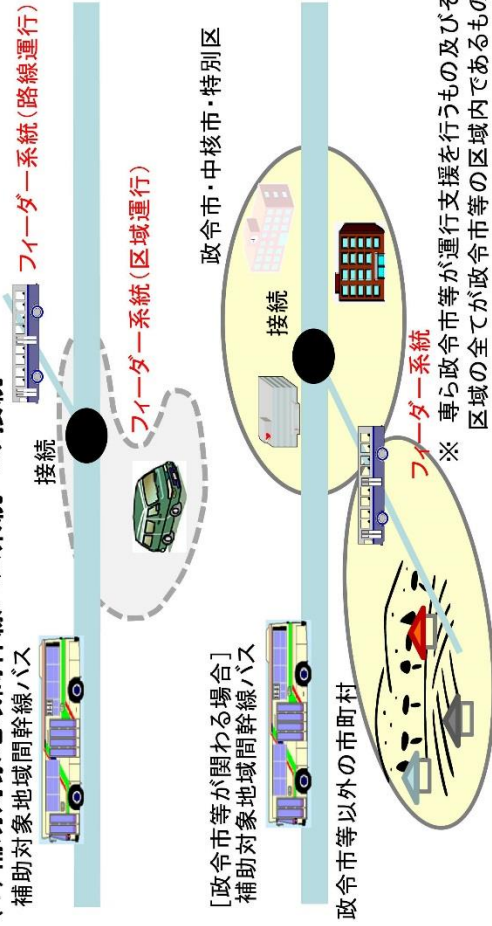
1/2

○ 主な補助要件

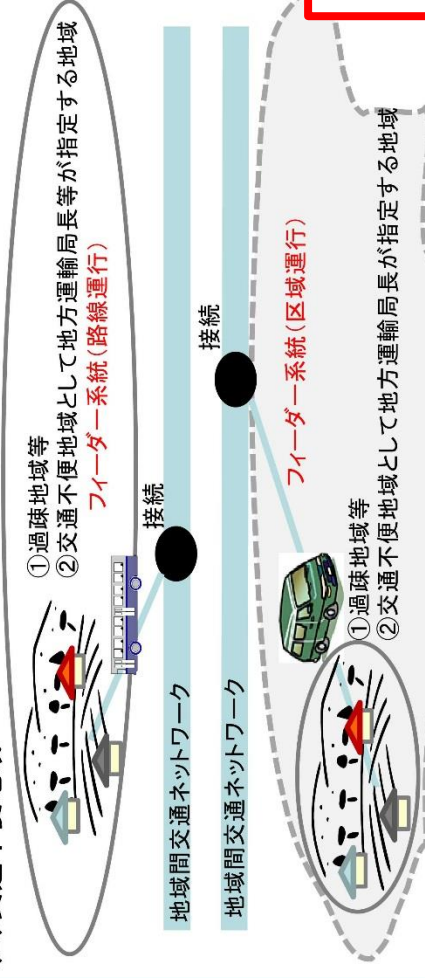
- ・ 補助対象地域間バス系統を補完すること
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・ 補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を持つものであること
- ・ 新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・ 乗車人員が1人/1便以上であること
（定時定路線型の場合に限る。）
- ・ 経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



(2) 交通不便地域



* 地域間交通ネットワーク：黒字路線、鉄軌道（JR、大手民鉄等）も含まれるが、地域間幹線バスは、幹線性（複数市町村間、運行頻度）が必要

1. 事業評価とは

地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度ないし将来の事業をより**効果的・効率的**に実施するために事業の実施状況等を振り返り評価するもの

2. 事業評価の流れ

生活交通確保維持改善計画の策定

Plan

Step1 目標設定

地域が“目指すすがた”を踏まえて計画を策定した上で、それを実現するために実際に実施する事業の目的を明確にし、それに合った目標を設定する。

DO

Step2 事業実施

事業評価の実施

Check1

Step3 一次評価

協議会が自ら評価を実施し、事業実施状況の確認や改善点の把握を行う。

Check2

Step4 二次評価

各地方運輸局等に設置された第三者評価委員会において、一次評価の結果に対し、客観性・妥当性の検証及び、今後に向けてのアドバイスを受ける。

Action

Step5 次期計画等への反映

一次評価及び二次評価の結果を、次期生活交通ネットワーク計画や、今後の地域の取組(後続事業・類似事業)へ反映させる。

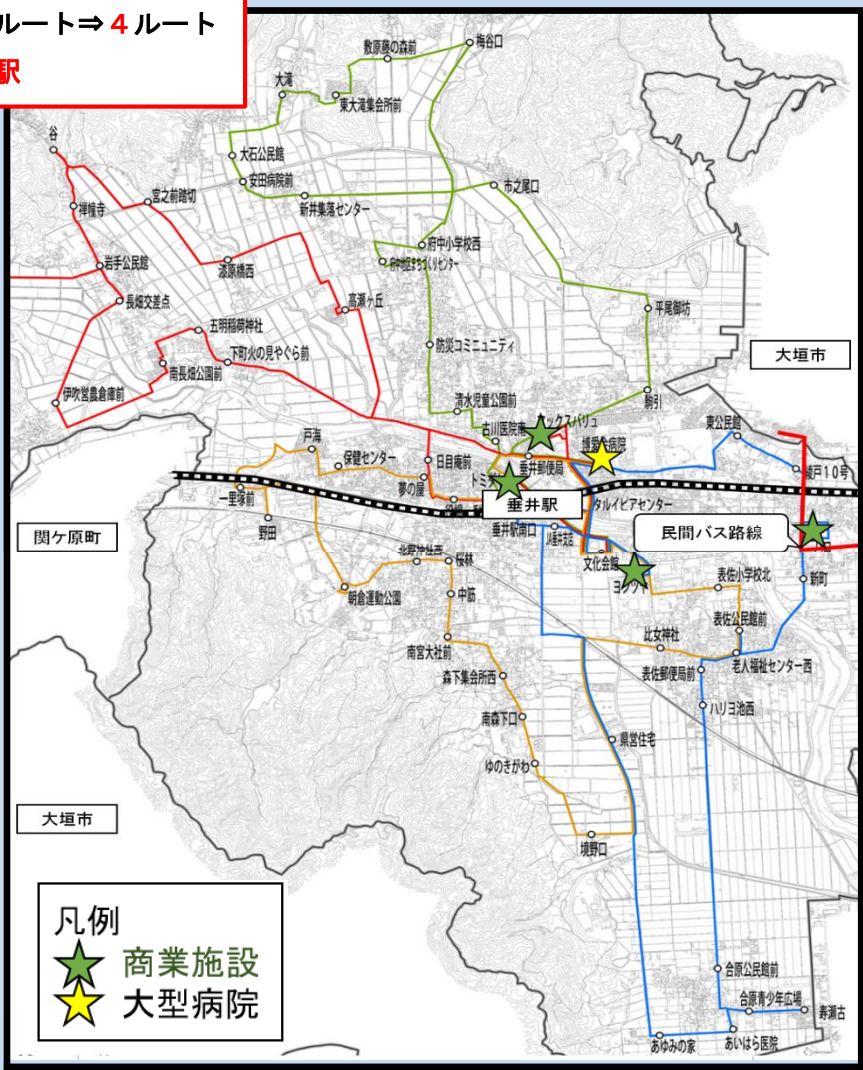
1 ルートの設定

- ・旧すこやか号の利用者ができる限り乗継なしで利用可能となるようなルートを設定
- ・1週の所要時間を50分以内（ヘッドダイヤを設定）
- ・町内の商業施設へのアクセスを確保（少なくとも1箇所）
- ・各地区から主要公共施設のアクセスを確保
- ・全ルート垂井駅を起終点とし、どのルート間の乗継も可能とする

2 バス停の新設

- ・**商業施設**（マックスバリュ、ヨシヅヤ、トミダヤ、パロー）や**大型病院内**（博愛会病院）に乗り入れ、バス停を新設
- ・ルート沿線に**医療施設**がある場合は、できる限り近くにバス停を設置
- ・集落の分布状況を考慮してバス停を設置

ルート数 = 2ルート ⇒ 4ルート
起終点 = 垂井駅



3 ダイヤの編成

- ・バスと鉄道との乗継待ち時間を考慮した分かりやすいダイヤ設定

運行時間帯 = 9 : 10 ~ 16 : 55

計 8 便

ヘッドダイヤの導入 垂井駅を定時発

4 車両の小型化・バリアフリー化

- ・集落内への乗り入れと最大乗車人数を考慮し、新規車両を小型化
- ・乗降時の負担の軽減などバリアフリー対応

車両配備

車両	定員	台数	備考
ワゴンタイプ (新規)	14人	3台	日産キャラバン
トヨタコースター (既存)	20人	1台	車いす2人可

車両外観

新規購入

既存車両



車両装備

客席乗降ボタン

電動スライドステップと手すり



5 高頻度利用者への割引制度

有料化に伴い、高頻度利用者の負担増を軽減するため割引制度を導入
(旧すこやか号では、週3日以上利用する人が約5割)

定期券

1ヶ月 2,000円
3ヶ月 5,000円



回数券

10枚+1枚 1,000円



6 パブリックスペースの設置

バスの乗車時間を楽しめるような空間（住民のコミュニティの場）を提供

バス車内に地域情報が掲載できるコミュニティボード
(伝言板) を設置

町観光協会が主催するフォトコンテストや町内の
名所・旧跡の絵画を展示



7 愛称の変更

バスに対して愛着を持って頂き、より多くの方に利用してもらうために愛称を募集、応募作品の中から選定

応募期間：平成27年7月1日(水)～21日(火)

応募方法：官製はがき、FAX、メール

応募作品数：286点

【愛称の決定】

垂井・岩手線	府中・東線	垂井・宮代・表佐線	栗原・表佐・東線
			
タウンバス ときめき号	タウンバス ふれあい号	タウンバス さわやか号	タウンバス すこやか号

8 運行開始前の広報・情報提供

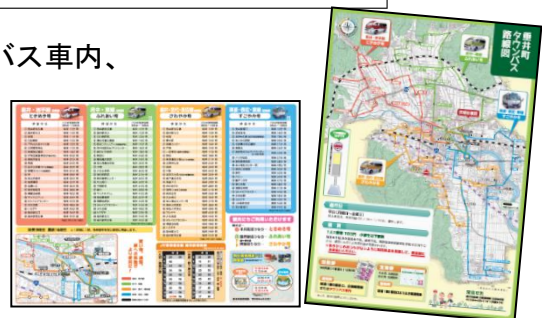
・公共交通に関する意識高揚を図るため、運行開始前から広報・情報提供を実施

運行開始前からの広報・情報提供

H27.7	広報たるい7月号 新巡回バスの愛称募集
H27.8	広報たるい8月号 新巡回バス運行概要をお知らせ
H27.9	広報たるい9月号 新巡回バスの運行内容の詳細をお知らせ
H27.10	広報たるい10月号 新巡回バスの愛称決定のお知らせ 車両に掲載する広告募集 『タウンバス路線図・時刻表』全戸配布
H27.11	広報たるい11月号 扉絵にて紹介
H28.4	広報たるい4月号 『タウンバス路線図・時刻表』改訂版を全戸配布

※タウンバス路線図・時刻表は、町ホームページ、バス車内、

町内主要施設（垂井駅、商業施設、医療施設、公共施設等）等、多くの住民が目に触れるよう様々な媒体を活用してPR



垂井町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 垂井町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本町における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 計画の策定及び変更に関する事項
- (5) 計画の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(会長及び委員)

第3条 交通会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長又はその指名する者をもって充てる。

3 会長は、会務を総括する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 道路管理者又はその指名する者
- (8) 垂井警察署長又はその指名する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者

6 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

7 職名をもって委嘱された委員が欠けた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、あらかじめ委任状（別記様式）の提出により、代理者に権限の委任がある場合は、代理者を出席委員とみなす。

- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認める場合は、議事に関係ある者を交通会議に出席させ説明若しくは助言を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 交通会議は原則として公開するものとする。ただし、交通会議の決定により非公開とすることができる。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第6条 交通会議の運営に関する事務を行うため、事務局を企画調整課に置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、企画調整課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、企画調整課の職員をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月19日告示第71号)

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。